



## 【空き家を買いたい方向け】

	質問	回答
1	空き家バンクを利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？	<p>空き家バンクに利用登録する必要がありますので、下記書類を提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク利用登録申請書(様式第5号)</li> <li>・本人確認書類(運転免許証など)のコピー</li> </ul> <p>また、見学したい物件が決まっている場合は、あわせて利用申込書を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンク利用申込書(様式第8号)※申込書内の利用登録番号は市で発番するため、空欄としてください。</li> </ul> <p>→【オンラインでの申請はこちら】</p> <p><a href="#">&lt;利用登録フォーム&gt;</a>      <a href="#">&lt;利用申込フォーム&gt;</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>
2	物件の見学の日程調整はどうなりますか？	<p>市は空き家バンク利用申込書(様式第8号)を受理した後、それぞれ以下のとおり対応いたします。なお、申し込み当日に見学を行うことはできません。</p> <p><b>【直接型の場合】</b></p> <p>市から物件を登録した方へ連絡いたしますので、当事者間で日程調整を行ってください。</p> <p><b>【間接型の場合】</b></p> <p>市からその物件を担当する不動産業者へ連絡いたしますので、申込者と不動産業者にて日程調整を行ってください。</p>
3	ホームページで「交渉中」になっている物件は申し込みできますか？	<p>申し込みは可能です。ただし、交渉は申し込み順でご案内しているため、申し込み後すぐに見学することはできません。また、先に交渉していた方が成約となる場合があります。</p>
4	空き家バンクの物件を購入して、事業に利用することは可能ですか？	<p>空き家バンクは、移住・定住を希望される方に対して、空き家を住まいとしてご紹介している制度です。飲食店、会社の事務所、社宅など個人の住居として利用されない方は、空き家バンクを利用できません。</p>
5	売買価格は土地と建物を合わせた値段ですか？	<p>土地と建物を合わせた値段です。ただし、不動産業者へ仲介を依頼している物件には、別途法定の仲介手数料を支払う必要があります。</p>
6	購入する際、市からの支援制度はありますか？	<p>空き家バンクの登録物件を購入した方を対象に、物件の改修費を補助する「伊達市空き家改修等支援事業補助金」があります。</p> <p><a href="https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html#">https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html#</a></p>

7	物件の外観をみたいので、地番を教えてください。	物件所在地は、所有者の方の個人情報となりますので、HP 掲載以外の情報をお伝えすることはできません。当該物件を指定した空き家バンク利用申込書を提出後に、お伝えすることができます。
---	-------------------------	---